

平成28年4月20日提供

問い合わせ先	
(包括協定全般について)	(連携事業の内容について)
担当課 堺市 市長公室 企画部	担 当 甲南大学 地域連携センター事務局
担当者 金本、河野	総合研究所
直 通 072-228-7480	担当者 松下、長谷川
内 線 2320	直 通 078-435-2276
FAX 072-222-9694	FAX 078-435-2302

堺市と甲南大学は包括的な連携協定を締結します

堺市と甲南大学(神戸市東灘区)は平成27年度から公開講座や堺市域の活性化のための学生研究活動などで連携事業を行ってきました。

このたび包括的な連携協定を締結することで、今後、より相互の連携を強化し、歴史的・文化的資源の活用及び知的資源の交流を図り、各事業分野において市と大学双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進してまいります。

記

1 協定締結式

- (1) 日時：平成28年4月26日(火) 午後2時から午後2時30分まで
- (2) 場所：市役所本館4階 秘書課応接室
(堺市堺区南瓦町3番1号)

2 連携事業分野

- (1) 産業、科学技術、環境に関する分野
- (2) スポーツ、健康に関する分野
- (3) 文化、歴史及び異文化交流に関する分野
- (4) 子育て、教育支援、人材育成に関する分野
- (5) その他、双方が有益にして必要と認める分野

※詳細については別紙「基本協定書(案)」をご参照ください。

3 今後の取組について

平成27年度の取組実績を踏まえ、平成28年度は以下の主な取組内容について検討し、実施する予定です。

①公開講座について

前年度実施した4回の公開講座を踏まえ、引き続き「堺市の魅力・甲南の魅力」について、今年度は甲南大学と堺市内で1回ずつ、年2回実施する予定です。

②学生研究支援プロジェクトについて

前年度、実施した「学生研究支援プロジェクト」における堺市内の中小企業等へのフィールドワークを継続して実施します。甲南大学内で堺市に関連する課題テーマについて、調査研究活動に参加する学生を募集し、堺市の概要や課題を学び、現地でのフィールドワークを経て、学生ならではの視点で設定課題の解決に向けた提案書をまとめ、堺市長にプレゼンテーションを行います。

③科目提供について（堺市職員等による授業での講義）

甲南大学で2016年度に新設する「キャリア創生共通科目：地域を知る」において、甲南大学生2年次以上を対象に「文化」、「歴史」、「産業」などをテーマとした「堺市の魅力や現状」について、堺市職員や関係者による講座提供を行う予定です。（2017年度実施予定）

④堺市内の中小企業との連携について

前年度に実施した甲南大学実験ラボツアーに続く展開として、今年度は公益財団法人堺市産業振興センターとの連携の下、中小企業の抱える課題解決のために、堺市内で開催される各種業界・団体の研修会等において、関連する研究テーマを持つ甲南大学教員を派遣することにより、産学連携活動の活性化を図る予定です。

その他、甲南大学ビジネスイノベーション研究所との共同調査、甲南大学の大学院生の研究活動における連携、甲南大学生の堺市役所での短期型インターンシップ等の可能性についても、双方で検討していく予定です。

基 本 協 定 書 (案)

堺市と甲南大学（以下「双方」という。）は、双方の包括的な連携協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 双方は、包括的な連携のもと、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図り、教育、まちづくり、文化、産業等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進する。

（事業分野）

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる分野について連携・協力する。

- （1）産業、科学技術、環境に関する分野
- （2）スポーツ、健康に関する分野
- （3）文化、歴史及び異文化交流に関する分野
- （4）子育て、教育支援、人材育成に関する分野
- （5）その他、双方が有益にして必要と認める分野

（連絡調整窓口）

第3条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、双方で構成する連絡調整窓口を設置する。

2 連絡調整窓口に関して必要な事項は別に定める。

（経費）

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として双方において各々応分に負担することとする。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成28年 月 日

堺市長

甲南大学
学長